

芦屋市水道事業経営戦略(原案)



芦屋市水道事業経営戦略(令和8年度中間見直し)

団 体 名 : 芦屋市

事 業 名 : 水道事業

策 定 日 : 令和 4 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 4 年度 ~ 令和 13 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 給 水

供 用 開 始 年 月 日	昭 和 1 3 年 4 月 1 日	計 画 給 水 人 口	98,600 人
法 適 (全 部 ・ 財 務) ・ 非 適 の 区 分	※ 地方公営企業法の適用を予定している場合は予定年月日を記載すること。	現 在 給 水 人 口	91,972 人
		有 収 水 量 密 度	8.26 千m ³ /ha

② 施 設

水	源	☒ 表流水 , ☐ ダム , ☒ 伏流水 , ☐ 地下水 , ☒ 受水 , ☐ その他 (複数選択可)				
施 設 数	浄水場設置数	2		管 路 延 長	253,956	千m
	配水池設置数	10				
施 設 能 力	50,937 m ³ ／日		施 設 利 用 率		53.36 %	

③ 料 金

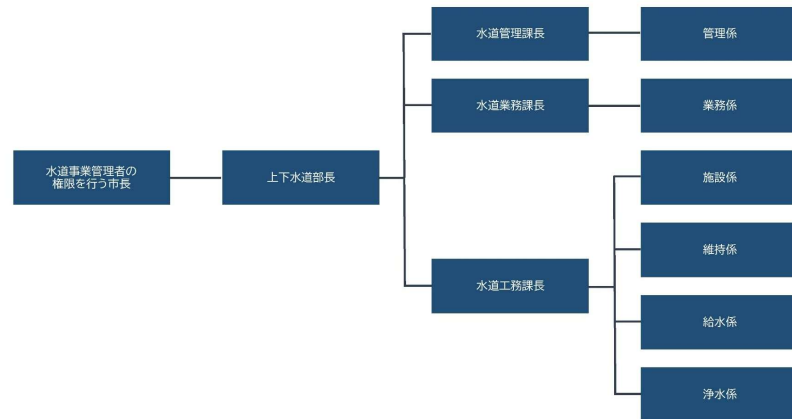
料 金 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方	【区分】口径別 【基本料金】基本水量付基本料金 【従量料金】段階別増増料金 料金表:下記の表のとおり				
料 金 改 定 年 月 日 (消費税のみの改定は含まない)	平 成 1 8 年 4 月 1 日				

(円, 税込み)

メーター	基本料金	従量料金（m ³ 当たり）						
口径	（2か月）	1～ 20m ³	21～ 40m ³	41～ 60m ³	61～ 80m ³	81～ 100m ³	101～ 200m ³	201m ³ ～
13mm	1,980.0	基本料金 に含む	154.0	198.0	242.0	264.0	297.0	330.0
20mm	2,486.0							
25mm	3,300.0							
40mm	5,588.0	154.0						
50mm	11,660.0							
75mm	24,640.0							
100mm	46,860.0							
150mm	127,160.0							
公衆浴場用	154.0							
臨時用	572.0							

④ 組織

令和7年3月31日現在:下記の図のとおり



<職員数・職種・年齢構成等>

	上下水道部長	水道管理課	水道業務課	水道工務課	合計
61歳～	人	人	人	6人	6人
51～60歳	1人	1人	人	4人	6人
41～50歳	人	2人	2人	3人	7人
31～40歳	人	1人	人	5人	6人
～30歳	人	1人	人	2人	3人
合計	1人	5人	2人	20人	28人

【令和7年3月31日現在】

(2) これまでの主な経営健全化の取組

【民間活用】

平成27年度に「水道お客様センター」を民間委託で開業した。委託内容は、給水契約の変更等に関する各種の申込み受付、水道メーターの検針、水道料金の問い合わせ対応業務。

平成30年度に水道メーター管理業務(在庫管理、出庫及び返納、分解、伝票入力等)、奥山浄水場夜間業務(一部)を民間委託した。令和8年度から奥山浄水場の運転管理業務を段階的に民間委託した。

【受水費の削減】

平成29年度から阪神水道企業団と各構成市(神戸市、尼崎市、西宮市、宝塚市、芦屋市)で検討し、分賦負担金制度について変動費と固定費に分ける2部制度を令和2年度から導入した。加えて固定費も減少することから、従前より2,500万円の削減効果あり(受水費単価:61.96円→60.68円(変動費9.62円、固定費51.06円))。

【広域化】

平成27年度に阪神水道企業団及びその構成4市で「阪神地域の水供給の最適化研究会」を立ち上げて、水質検査の共同化や浄水事業の広域化等を検討した。その結果平成30年度から農業類検査を兵庫県健康科学研究所から神戸市に変更することで委託料を280万円削減した。さらに令和3年度から神戸市への検査項目依頼を拡張している。

平成28年度に「兵庫県水道事業のあり方懇話会」において神戸・阪神南地域で広域化について協議を始め、芦屋市では令和6年度に衛星画像による広域調査支援事業に参加した。

【企業債の繰上償還】

平成20年度に公的資金補償金免除繰上償還制度を利用し、利率6.2%の企業債約2,000万円、利率6.3%の企業債4,000万円を繰上償還した。

平成24年度に公的資金補償金免除繰上償還制度を利用し、利率5.0%の企業債約5,800万円、利率5.2%の企業債3,000万円を繰上償還した。

【組織効率化】

これまで組織の効率化に取り組み、平成5年度に51人だった職員数を令和6年度には28人まで削減した。

【その他】

水道事業の資金需要や社会経済情勢に注視しつつ、令和5年度より、金利収入を見込める債権投資を実施。10年のラダー型の完成を目指す。その後は満期償還金と同等額の有価証券を購入し、利息の確保を行う。単年度1億円(令和7年度からは短期金利も上昇してきたため、投資金額を2億に増やし、1億を長期、1億を短期で運用)を運用。

*1 水道事業の広域化とは、水道法(昭和32年法律第177号)第2条の2第2項の市町村の区域を超えた広域的な水道事業者間の連携等に当たるものである。その具体的な方策としては、経営統合(事業統合及び経営の一体化をいう。以下同じ。)、浄水場等一部の施設の共同設置や事務の広域的处理等がある。

(3) 経営比較分析表等を活用した現状分析

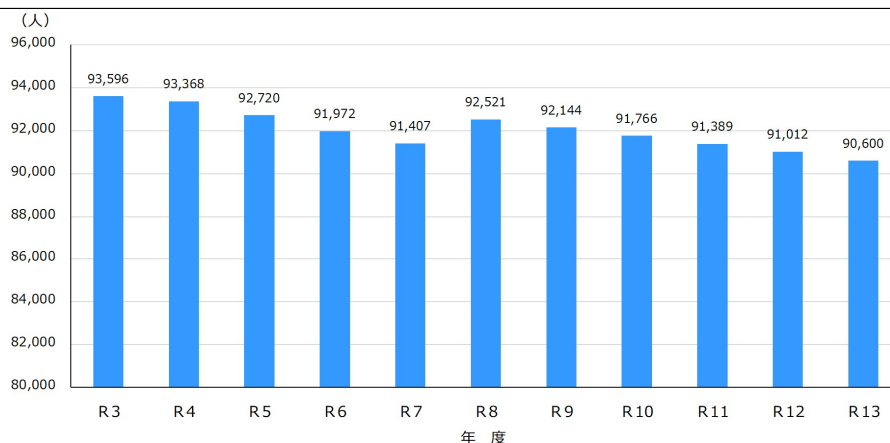
※ 直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表を添付すること。

経営比較分析表:【別紙1】のとおり

2. 将来の事業環境

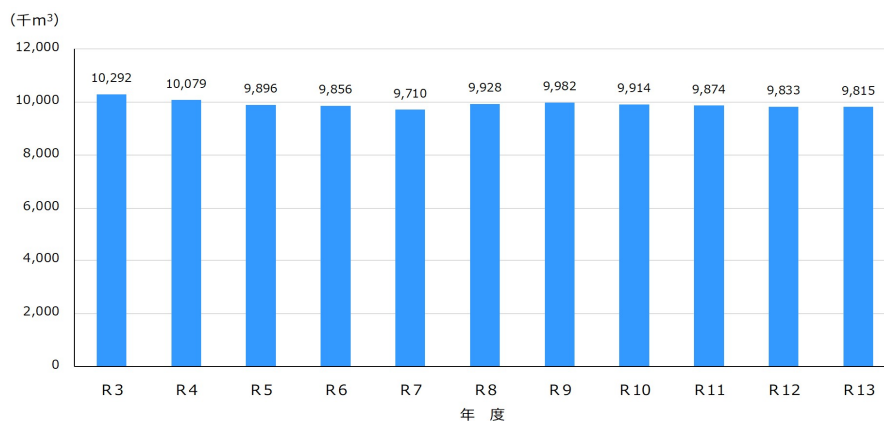
(1) 給水人口の予測

第5次芦屋市総合戦略後期基本計画の将来推計人口の動向を踏まえ、給水人口が令和13年度には90,600人に減少すると推計している。



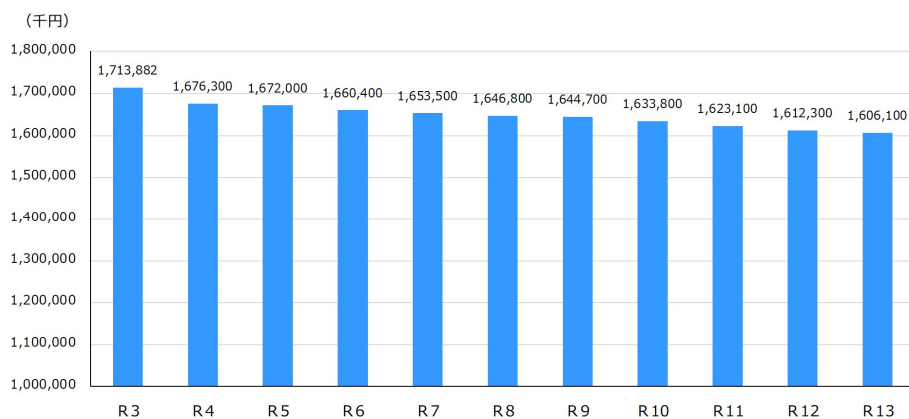
(2) 水需要の予測

水需要の予測は、給水人口に令和6年度決算における1人当たりの有収水量(293 m^3)をかけて算出している。なお、節水機器の普及による水需要の減少は下げ止まり傾向であるため、令和8年度以降の推計については令和6年度の数値を用いている。



(3) 料金収入の見通し

水需要に比例して算出している。年間有収水量に令和6年度決算における供給単価(169.74円/ m^3)を乗じて算出している。



(4) 組織の見直し

年 度

現在まで、業務の見直しや民間活用などにより組織効率化に努めてきた。その中で、今後も安心・安全な水を持続的に供給するためには、水道事業に携わる職員の技術継承が必要となる。そのため、引き続き技術部門、事務部門の意識改革・能力開発や知見の継承に重点を置いた組織づくりを行う。退職者や再任用の終了に伴う業務の民間委託も選択肢の一つとして職員配置の最適化に努めていく。

令和3年 30人 → 令和13年 24人

3. 経営の基本方針

「芦屋市水道ビジョン」に掲げている以下の経営理念を念頭に、将来にわたって安心・安全でおいしい水を供給し続けるために、事業経営に努めていく。

【経営理念】

【別紙2】芦屋市水道ビジョン 施策体系図のとおり。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：【別紙3】【別紙4】のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	有収率 96% 基幹管路耐震適合率 75%
-----	--------------------------

投資・財政計画に基づき、施設・設備・管路の更新等を進めていく

なお、インフレトレンドに伴い物価上昇が著しい経営環境を考慮し、必要な投資は先送りすることなく進める。また、特別利益の水利負担金(1.2億円)が令和8年度から見込めないなど収支不足が令和13年度には3億円以上見込まれているため、経営の合理化や効率化をさらに進めながらも料金改定の早期見直しが必要である。なお、料金改定を検討する際は特に受益と負担のバランスを考慮するよう努める。

【管路及び水道施設】

基幹路線下にある老朽化管路を中心に、年2.5km程度の更新や水道施設の設備更新及び耐震化を進める。

【浄水場、配水池、調整池】

将来的に給水人口が減少し水需要が減るなかで、水道施設の最適化を検討し実施する。奥山浄水場については、大規模修繕工事等が必要となる段階までに運転管理の委託業務を進め、将来的な施設の在り方を検討する。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	経常収支比率 100%以上 料金回収率 100%以上 水道料金の収納率 99%以上
-----	---

【料金収入】

給水人口予測に、1人1日有収水量などから年間総有収水量及び令和6年度決算の供給単価である169.74円を乗じて算出している。

【企業債】

特に令和9年度から13年度までは集中的に機械・施設の更新が必要であるため、積極的に借入れを行う。老朽化している管路更新については年2.5kmを実施できるよう取り組む。将来における負担の公平性や水道事業の資金需要を考慮しながら、工事請負費の90%を企業債の借入で見込む。

【その他の収益】

水道事業の資金需要や社会経済情勢に注視しつつ、資産運用のため有価証券を購入し、10年のラダー型の完成を目指す。その後は満期償還金と同等額の有価証券を購入し、利息の確保の行う。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

【委託料】

今後、奥山浄水場の運転業務委託を進めることにより、段階的に増加を見込んでいる。なお物価上昇率を3%見込む

【動力費・薬品費】

水量の減少はあるものの、インフレによるコスト上昇分を3%で見込む

【給料手当等】

奥山浄水場の委託化を進めるため、5名分の給与等を退職と共に段階的に減少させている。なお賃金上昇率を2%見込む

【受水費】

2部料金制のうち、変動費部分については上昇トレンドであるものの予測ができないため、令和6年度決算数値で推計する。

【その他経費】

令和6年度決算及び8年度予算を参考に見込んでいる。なお物価上昇率を3%見込む

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

※ 投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

また、(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間内の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュール等について記載する必要があること。

① 投資の合理化、費用の見直しについての検討状況等

広 域 化	阪神水道企業団及び構成市で組織する「阪神地域の水供給の最適化研究会」で地域の施設配置の最適化について引き続き検討する。 「兵庫県水道事業のあり方懇話会」において神戸・阪神南地域で広域連携について協議する。
民間の資金・ノウハウ等の活用 (PPP/PFI等の導入等)	当分の間、施設の建替計画はないため、PFI・DBOは検討していないが、近隣団体や同規模団体等の動向を注視し、引き続き調査していく。
アセットマネジメントの充実 (施設・設備の長寿命化等による投資の平準化)	定期的な点検・修繕を行うことで、耐用年数以上の期間で安定的に使用できるよう、ライフサイクルコストを踏まえて長寿命化を図る。
施設・設備の廃止・統合 (ダウンサイジング)	今計画では、将来的に給水人口の減少がみられるため、浄水施設や調整池等のダウンサイジングも含めて検討する予定である。
施設・設備の合理化 (スペックダウン)	老朽配水管の更新に際しては、スペックダウンを含めて水理的に適切な口径になるかどうかを検討する。
その他の取組	【別紙2】芦屋市水道ビジョン 施策体系図のとおり。

② 財源についての検討状況等

料	金	水道事業の経営健全化を進めていく中で、今回の経営戦略策定期間で料金改定を検討する必要がある。併せて、将来に備えて、人口減少や家族のあり方が変わっている中で、どのような料金体系が妥当であるかについても検討していく。	
企	業	債	収支計画を踏まえ、企業債の元金据置期間(3年～5年)を適用せず、初年度から元金償還を行うことで、利息負担の軽減や単年度の償還額の軽減を図る。 金利が上昇局面であり、当面大幅な投資が予定されているため、長期の借り入れができる資金を借り入れたい。
繰	入	金	総務省が示す地方公営企業繰出基準に基づき、市財政課と協議のうえ、一般会計からの繰出金を繰り入れる。
資産の有効活用等(*2)による収入増加の取組		遊休資産(土地)のうち処分できるものについて積極的に処分する。	
その他の取組		人口減少とともに職員数も減少していく。物価が高騰する中、単純に委託割合を上げることは経営的には限界がある。芦屋市の水道技術・知見を継承するという観点からも、水道経験者の活躍できる環境を検討する。	

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

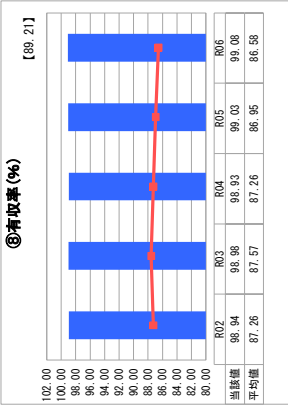
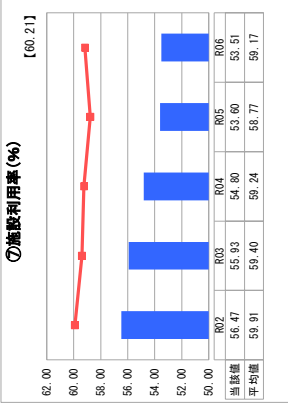
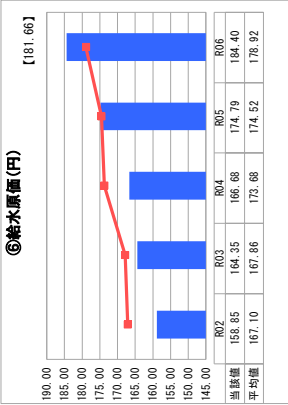
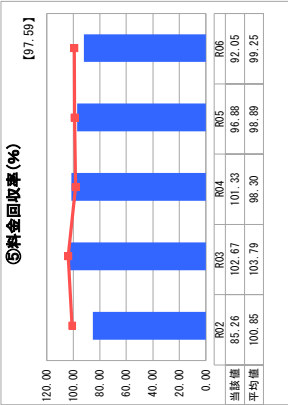
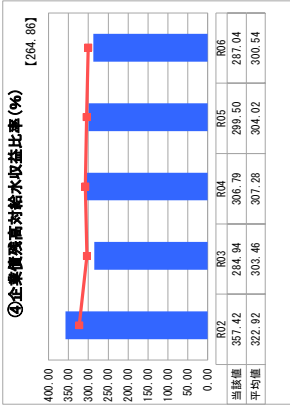
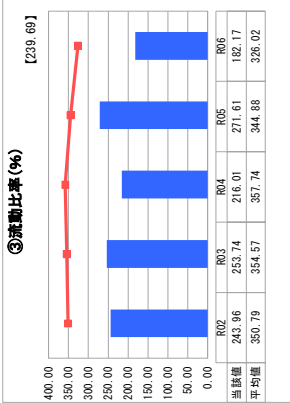
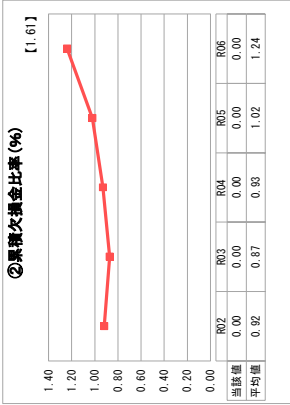
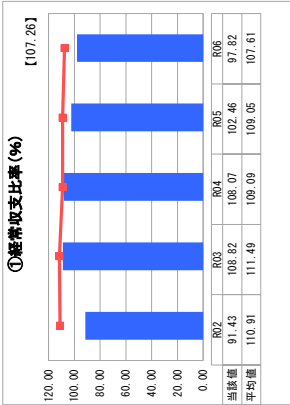
経営戦略の事後検証、 改定等に関する事項	原則5年ごとに水道ビジョン及び経営戦略の見直しを行う。
-------------------------	-----------------------------

経営比較分析表（令和6年度決算）

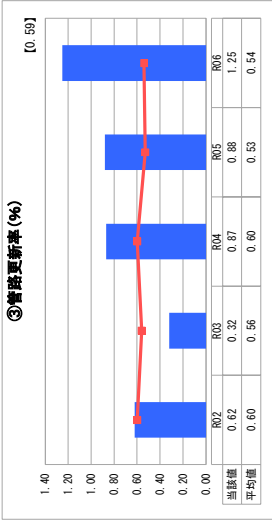
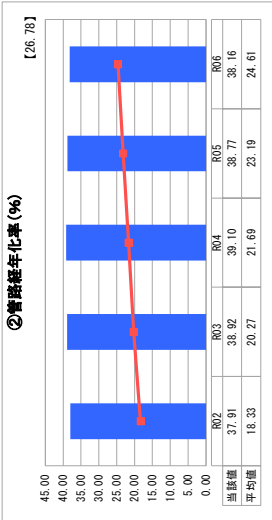
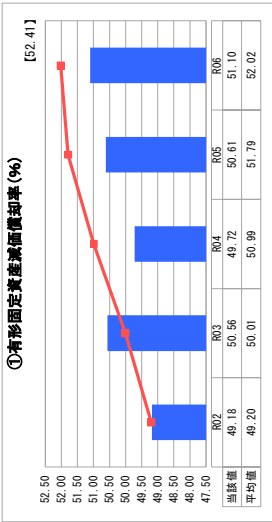
兵庫県 芦屋市				管理者の情報			
業務名	業務名	業務名	業務名	人口（人）	面積（km ² ）	人口密度（人/km ² ）	
法適用	水道事業	A4	非設置	94,007	18.47	5,089.71	
資金不足比率（%）	自己資本構成比率（%）	普及率（%）	1か月20m ³ 当たり家庭給水（円）	現在給水人口（人）	給水区域面積（km ² ）	給水人口密度（人/km ² ）	
-	61.15	100.00	2,530	91,972	11.93	7,709.30	

グラフ凡例	
■	当該団体値（当該値）
—	類似団体平均値（平均値）
□	令和6年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



1. 経営の健全性・効率性について

①（経常収支比率）は令和2年度に減価を行い、一時的に悪化したものの、その後2年は回復基調であったが、令和5年度以降のインフレの増大に伴い、顕著な費用増、即ち⑥給水原価の上昇があり、人口減少による減収とあいまって、令和6年度は100%を下回った。

②（累積欠損比率）も100%を下回っており、収入の向上又は支出の削減のための施策を講じなければならぬ。

③（施設利用率）は低い水準で推移しており、施設の効率化についてはさらに検討の余地があると考えられる。

2. 老朽化の状況について

①（有形固定資産減価償却率）②（管線経年化率）の上昇が顕著となっているが、全体として施設の老朽化が進んでいることは明らかである。

③（管路更新率）が高いうちに、③（管路更新率）を高い水準に維持するなど、着実に施設整備を進める必要がある。

全体総括

人口減により、中長期的には水需要の減少が予想されるが、給水収益の減少が懸念されるため、計画的な機器設備の更新と効率化を追求し、健全な経営の継続に努めていかなければならない。

芦屋市水道ビジョン 施策体系図

【経営理念】

「安全・強靱」、「持続」ある水道を目指し、より豊かで「環境」に配慮した快適な社会の創造に貢献していきます。
また、開かれた水道事業を目指し「情報公開」をより一層推進していきます。

基本方針	基本目標	実現方策
持 続 持続ある水道 ✓財政の健全化を図るとともに、効率的な水道事業を目指す。 ✓蛇口から飲めるという水道文化を継承し、水道技術に携わる人材の確保及び育成することで持続性ある経営体制を目指す。	【持続ある水道①】 経営基盤の強化	(1) 業務改善・効率化の推進 (2) 計画的経営の実践 (3) 阪神水道受水のあり方の研究 (4) 料金改定の検討 (5) 費用の抑制
	【持続ある水道②】 業務の効率化	(1) 民間活用推進 (2) 先進技術に関する調査・研究
	【持続ある水道③】 職員の資質向上	(1) 職員の資質向上
	【持続ある水道④】 広域的連携の推進	(1) 広域的連携の推進
安 全 強 靱 安全・強靱な水道 ✓災害に強い水道施設の構築を目指す。 ✓安定した水質を確保し、安心・安全でおいしい水の供給を目指す。	【安全・強靱な水道①】 資産管理の最適化	(1) アセットマネジメントの実践 (2) 自己水源の将来方針
	【安全・強靱な水道②】 水道施設整備の推進	(1) 老朽管等の耐震化
	【安全・強靱な水道③】 災害対策の充実	(1) 危機管理マニュアル・体制の整備 (2) バックアップ機能の充実 (3) 訓練等の実施
	【安全・強靱な水道④】 安心・安全でおいしい水の供給	(1) 水質管理の徹底 (2) 小規模受水槽水道への指導
環 境 情報公開 環境への配慮と情報公開 ✓地形を活用した配水や再資源化によって、自然環境に配慮した水道経営を目指す。 ✓水道利用者とのコミュニケーションの充実を図り、信頼される水道経営を目指す。	【環境配慮・情報公開①】 環境に配慮した水道経営	(1) 省エネルギーの取組 (2) 「芦屋市環境マネジメントシステム」の遵守
	【環境配慮・情報公開②】 コミュニケーションの充実	(1) 『過程の発信』の充実 (2) 公聴活動の充実

投資・財政計画

(税抜)(単位:千円、%)

区 分(税抜き)		年 度												
		令和4年度 〔 決 算 〕	令和5年度 〔 決 算 〕	令和6年度 〔 決 算 〕	令和7年度 〔 決 算 見 込 〕	令和8年度 〔 予 算 〕	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度			
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 収 入 (A)	1,774,112	1,747,295	1,745,543	1,792,269	1,558,185	1,735,723	1,724,779	1,714,050	1,703,322	1,697,105			
	(1) 料 金 収 入 (B)	1,702,221	1,675,758	1,672,900	1,652,754	1,424,654	1,644,723	1,633,779	1,623,050	1,612,322	1,606,105			
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)	3,919	5,641	1,737	48,722	43,435	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000			
	(3) そ の 他 (C)	67,972	65,896	70,906	80,753	90,096	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000			
	2. 営 業 外 収 益 的 収 入 (D)	168,854	132,817	125,848	134,182	432,156	162,198	172,514	174,653	179,612	179,287			
収 益 的 収 入	(1) 補 助 金 (E)	17,280	8,149	7,495	7,340	270,502	7,500	16,000	16,000	16,000	16,000			
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入 (F)	17,280	8,149	7,495	7,340	270,502	7,500	16,000	16,000	16,000	16,000			
	(3) そ の 他 (G)	103,809	88,765	82,202	82,151	84,306	81,698	83,514	85,653	87,912	90,287			
	(4) 人 員 収 入 (H)	47,765	35,903	36,151	44,691	77,348	73,000	73,000	73,000	73,000	73,000			
	(5) 業 務 費 用 (I)	1,942,966	1,880,112	1,871,391	1,916,451	1,990,341	1,897,921	1,897,293	1,888,703	1,880,234	1,876,392			
収 益 的 支 出	1. 営 業 員 給 与 費 (J)	1,739,960	1,773,397	1,854,750	1,979,323	2,152,547	1,932,642	1,929,304	1,958,066	1,984,581	1,998,322			
	(1) 職 員 給 与 費 (K)	239,020	234,481	251,467	236,757	269,852	249,804	252,862	252,310	257,356	256,893			
	(2) 基 礎 給 与 費 (L)	97,765	92,931	98,946	100,836	101,485	94,149	94,502	92,823	94,679	93,003			
	(3) 退 職 給 付 費 (M)	10,513	9,011	8,996	9,497	19,011	7,996	7,850	7,497	7,647	7,290			
	(4) そ の 他 (N)	130,742	132,539	143,525	126,424	149,356	147,659	150,510	151,990	155,030	156,600			
支 出	(5) 経 費 (O)	1,080,591	1,101,502	1,177,883	1,294,694	1,427,810	1,249,281	1,259,670	1,280,276	1,291,305	1,302,564			
	(6) 動 力 費 (P)	10,940	8,849	9,913	9,846	10,909	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000			
	(7) 修 繕 費 (Q)	56,453	55,801	56,466	57,464	94,885	57,000	57,000	57,000	57,000	57,000			
	(8) 材 料 費 (R)	1,069	1,081	325	822	1,450	300	300	300	300	300			
	(9) 受 水 費 (S)	627,259	628,168	648,146	641,171	649,153	650,000	650,000	650,000	650,000	650,000			
支 出	(10) そ の 他 (T)	384,870	407,603	463,033	584,851	671,413	531,981	542,370	562,976	574,005	585,264			
	(11) 減 価 償 却 費 (U)	419,349	437,414	425,400	447,872	454,885	433,556	416,772	425,480	435,920	438,865			
	(12) 営 業 外 費 用 (V)	58,894	61,628	58,397	55,730	59,512	76,590	93,994	108,660	125,430	136,465			
	(13) 支 払 利 息 (W)	58,192	61,209	57,863	55,054	58,276	76,090	93,494	108,160	124,930	135,965			
	(14) そ の 他 (X)	702	419	534	676	1,236	500	500	500	500	500			
特 殊 事 項	経 常 損 益 (Y)	1,797,854	1,835,025	1,913,147	2,035,053	2,212,059	2,009,232	2,023,298	2,066,726	2,110,011	2,134,787			
	(1) 利 益 (Z)	145,112	45,087	△ 41,756	△ 118,602	△ 221,718	△ 111,311	△ 126,005	△ 178,022	△ 229,777	△ 258,395			
	(2) 損 失 (AA)	119,755	119,056	133,560	178,264	20	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000			
	(3) 損 失 (AB)	2,048	661	835	937	819	811	864	856	831	843			
	(4) 損 失 (AC)	117,707	118,395	132,725	177,327	△ 799	1,189	1,136	1,144	1,169	1,157			
流 入	当 年 度 純 利 益 (又は純損失) (E)+(H)	262,819	163,482	90,969	58,725	△ 222,517	△ 110,122	△ 124,869	△ 176,878	△ 228,608	△ 257,239			
	繰 越 利 益 剰 余 金 又は 繰 越 欠 損 金 (I)	332,775	196,258	287,228	5,954	△ 213,525	△ 328,865	△ 512,897	△ 778,833	△ 1,105,314	△ 1,474,456			
	流 入 資 産 (J)	2,651,510	1,981,341	1,739,849	1,639,183	675,094	546,854	504,875	474,705	452,726	421,497			
	流 入 未 収 金 (K)	74,675	28,640	77,554	109,936	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000			
	流 入 債 権 (L)	1,227,474	729,486	955,080	1,093,326	940,398	938,034	1,173,159	1,106,603	1,046,165	1,140,039			
流 出	流 出 債 権 (M)	285,791	299,564	312,158	323,542	312,158	340,354	355,675	374,475	378,681	400,367			
	流 出 一 時 借 入 金 (N)	878,480	367,167	545,948	706,216	532,561	499,680	721,484	636,128	571,484	643,672			
	流 出 未 払 金 (O)	562,383	941,683	429,922	642,922	769,784	628,240	595,680	817,484	732,128	667,484			
	流 出 損 失 (P)	1,770,193	1,741,654	1,743,806	1,733,547	1,514,750	1,734,723	1,723,779	1,713,050	1,702,322	1,696,105			
	流 出 純 損 失 (Q)	△ 14,100	△ 14,100	△ 14,100	△ 14,100	△ 14,100	△ 14,100	△ 14,100	△ 14,100	△ 14,100	△ 14,100			
特 殊 事 項	果 積 欠 損 金 比 率 (R)	△ 0.8%	△ 0.8%	△ 0.8%	△ 0.8%	△ 0.8%	△ 0.8%	△ 0.8%	△ 0.8%	△ 0.8%	△ 0.8%			
	地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 により 算 定 し た 資 金 不 足 額 (S)	562,383	941,683	429,922	642,922	769,784	628,240	595,680	817,484	732,128	667,484			
	営 業 収 益 一 受 託 工 事 収 益 (T)	1,770,193	1,741,654	1,743,806	1,733,547	1,514,750	1,734,723	1,723,779	1,713,050	1,702,322	1,696,105			
	地 方 財 政 法 施 行 令 第 16 条 第 1 項 により 算 定 し た 資 金 不 足 額 (U)	△ 14,100	△ 14,100	△ 14,100	△ 14,100	△ 14,100	△ 14,100	△ 14,100	△ 14,100	△ 14,100	△ 14,100			
	健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 第 1 項 により 算 定 し た 規 模 的 収 入 不 足 額 (V)	△ 14,100	△ 14,100	△ 14,100	△ 14,100	△ 14,100	△ 14,100	△ 14,100	△ 14,100	△ 14,100	△ 14,100			
特 殊 事 項	健 全 化 法 施 行 令 第 18 条 第 1 項 により 算 定 し た 規 模 的 収 入 不 足 額 (W)	△ 14,100	△ 14,100	△ 14,100	△ 14,100	△ 14,100	△ 14,100	△ 14,100	△ 14,100	△ 14,100	△ 14,100			
	健 全 化 法 施 行 令 第 19 条 第 1 項 により 算 定 し た 規 模 的 収 入 不 足 額 (X)	△ 14,100	△ 14,100	△ 14,100	△ 14,100	△ 14,100	△ 14,100	△ 14,100	△ 14,100	△ 14,100	△ 14,100			
	健 全 化 法 施 行 令 第 20 条 第 1 項 により 算 定 し た 規 模 的 収 入 不 足 額 (Y)	△ 14,100	△ 14,100	△ 14,100	△ 14,100	△ 14,100	△ 14,100	△ 14,100	△ 14,100	△ 14,100	△ 14,100			
	健 全 化 法 施 行 令 第 21 条 第 1 項 により 算 定 し た 規 模 的 収 入 不 足 額 (Z)	△ 14,100	△ 14,100	△ 14,100	△ 14,100	△ 14,100	△ 14,100	△ 14,100	△ 14,100	△ 14,100	△ 14,100			
	健 全 化 法 施 行 令 第 22 条 第 1 項 により 算 定 し た 規 模 的 収 入 不 足 額 (AA)	△ 14,100	△ 14,100	△ 14,100	△ 14,100	△ 14,100	△ 14,100	△ 14,100	△ 14,100	△ 14,100	△ 14,100			

様式第2号(法適用企業・資本的収支)

投資・財政計画

(単位:千円)

区分(税込)		年度	令和4年度 〔決算〕	令和5年度 〔決算〕	令和6年度 〔決算〕	令和7年度 〔決算見込〕	令和8年度 〔予算〕	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
資本的収入	資本的収入	1. 企業費平準化債 うち資本費平準化債	556,000	100,000	100,000	250,000	483,000	865,000	763,000	685,000	772,000	594,000
		2. 他会計出資金						97,218	97,218	97,218	97,218	97,218
		3. 他会計補助金										
		4. 他会計負担金	77,543	40,000				2,000	2,500	78,750	3,000	22,750
		5. 他会計借入金										
		6. 国(都道府県)補助金										
		7. 固定資産売却代金	2,612			158						
		8. 工事負担金										
		9. その他	26,666	126,666	26,666	26,666	26,675	126,666	126,666	126,666	126,666	126,666
		計 (A)	662,821	266,666	126,666	276,824	509,675	1,090,884	989,384	987,634	998,884	840,634
資本的支出	資本的支出	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額										
		純計 (A)-(B)	662,821	266,666	126,666	276,824	509,675	1,090,884	989,384	987,634	998,884	840,634
		1. 建設改良費	878,280	465,606	521,629	554,373	666,240	961,979	848,170	761,979	858,229	660,833
		うち職員給与費	37,933	37,484	34,276	38,948	59,675	36,374	37,101	37,843	38,600	39,372
		2. 企業償還金	282,065	303,247	317,020	329,614	341,000	364,009	372,078	385,544	390,003	404,873
		3. 他会計長期借入返還金										
		4. 他会計への支出金										
		5. その他	105,867	120,298	202,350	199,351	262,635	210,000	210,000	210,000	210,000	210,000
		計 (D)	1,266,212	889,151	1,040,999	1,108,446	1,269,875	1,535,988	1,430,248	1,357,523	1,458,232	1,275,706
		(E)	603,391	622,485	914,333	831,622	760,200	445,104	440,864	369,889	459,348	435,072
補填財源	補填財源	1. 損益勘定留保資金	518,918	356,052	362,356	367,573	374,079	350,858	359,057	296,776	376,685	472,226
		2. 利益剰余金処分額		227,210	499,337	416,483	331,527	986				
		3. 繰越工事資金										
		4. その他	84,473	39,223	52,640	47,566	54,594	93,260	81,807	73,113	82,663	△ 37,154
		計 (F)	603,391	622,485	914,333	831,622	760,200	445,104	440,864	369,889	459,348	435,072
		(E)-(F)										
		他会計借入金残高 (G)										
		企業債残高 (H)	5,222,216	5,018,969	4,801,949	4,722,335	4,864,335	5,365,326	5,756,248	6,055,704	6,437,701	6,626,828
		計										
		〇他会計繰入金										

(単位:千円)

区 分		年度	令和4年度 〔 決 算 〕	令和5年度 〔 決 算 〕	令和6年度 〔 決 算 〕	令和7年度 〔 決 算 〕	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
収益的収支分			17,280	8,149	7,495	7,340	270,502	7,500	16,000	16,000	16,000	16,000
	うち基準内繰入金		10,655	2,939	2,453	2,318	2,836	2,400	10,900	10,900	10,900	10,900
	うち基準外繰入金		6,625	5,210	5,042	5,022	267,666	5,100	5,100	5,100	5,100	5,100
資本的収支分			77,543	40,000				99,218	99,218	99,218	99,218	99,218
	うち基準内繰入金		77,543	40,000				99,218	99,218	99,218	99,218	99,218
	うち基準外繰入金							99,218	99,218	99,218	99,218	99,218
合 計			94,823	48,149	7,495	7,340	270,502	106,718	115,218	115,218	115,218	115,218



芦屋市上下水道部

〒659-8501 芦屋市精道町7番6号

TEL 0797-38-2080

FAX 0797-38-2165